



## ○長野県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
合葉薬局	上田市中央3-3-18	平成14年3月25日
塩入医院	上水内郡信州新町大字竹房1013	平成14年3月31日
石井医院	諏訪市中洲福島5564	平成14年3月23日
さとう小児科	佐久市岩村田1734-6	平成13年12月31日
高松薬局	飯田市上郷黒田429	平成14年3月30日

厚生課

## ○長野県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

## 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
安川整形外科クリニック	更埴市屋代858-4	平成14年4月1日
幸高中島ファミリー薬局	須坂市大字幸高字苧屋274-2	平成14年4月1日
きうち薬局	佐久市中込3712-5	平成14年4月1日
アイルニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂14635-3	平成14年4月1日
合葉薬局	上田市中央3-3-18	平成14年4月1日
鈴木歯科医院	小県郡真田町大字長6332	平成14年4月10日
大沢薬局	小県郡長門町大字古町2844	平成14年4月12日
医療法人健和会 さとう小児科	佐久市岩村田1734-6	平成14年4月15日
まえやま内科胃腸科クリニック	駒ヶ根市赤穂14632番地4	平成14年5月1日
飯田下伊那薬剤師会営 やまなみ薬局	飯田市鼎名古熊2639-8	平成14年5月1日
下鳥内科クリニック	須坂市大字幸高字苧屋278	平成14年5月1日
有限会社北澤薬局	飯田市鼎切石4358番地2	平成14年5月1日
ハーツアピタ飯田薬局	飯田市鼎名古熊2461 アピタ飯田店1階	平成14年5月1日
あおやぎ眼科	上田市大字住吉577番地2	平成14年5月1日
日野屋薬局	更埴市大字小島3128	平成14年5月1日
池田土屋薬局	北安曇郡池田町池田3152-1	平成14年5月1日
ひまわり歯科	伊那市大字伊那部字狐島3786	平成14年5月1日

厚 生 課
-------

## ○長野県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のとおり指定した。

平成14年5月27日

長野県知事 田 中 康 夫

## 施術者

名 称	所 在 地	指定年月日
南雲整骨院	南安曇郡堀金村大字烏川2166-3	平成14年4月1日
つちや鍼灸院	茅野市塚原2-7-12	平成14年5月1日
つちや接骨院	茅野市塚原2-7-12	平成14年5月1日
つかだ整骨院	更埴市大字屋代字内田136-6	平成14年5月1日

厚 生 課

## ○長野県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
高松西薬局	飯田市上郷黒田339-2	有限会社高松薬局	高松西薬局	平成14年4月1日

厚生課

## ○長野県告示第292号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番16号	平成17年5月26日

医 務 課

## ○長野県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 路 線 名 三分中込線
- 2 供用を開始する区間  
南佐久郡臼田町大字田口字幸神4789番の3地先から  
南佐久郡臼田町大字田口字山崎4775番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年5月27日

道 路 維 持 課

## ○長野県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 倭北松本停車場線
- 2 供用を開始する区間  
松本市白板306番の5地先から  
松本市白板38番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年5月27日

道路維持課

## ○長野県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 三分中込線  
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南佐久郡白田町大字田口字幸神4789番の3地先から 南佐久郡白田町大字田口字山崎4775番の1地先まで		旧	8.5~12.0	0.1313
同	上	新	11.0~13.0	0.1313

道路維持課

○長野県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 152号  
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡上村603番の1地先から 下伊那郡上村611番の1地先まで		旧	15.6~19.8	0.0600
同	上	新	15.6~17.6	0.0600

道路維持課

## ○長野県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年5月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 倭北松本停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
松本市白板306番の5地先から 松本市白板44番の3地先まで	旧	8.0~11.8	0.3131
松本市白板306番の5地先から 松本市白板38番の3地先まで	新	7.2~34.8	0.4572

道路維持課